

坂祝町社協指定訪問（居宅）介護事業所

○ホームヘルパーとは？

介護に関する知識・技術を習得した訪問介護員が介護保険法・障がい者総合支援法に基づき、要介護者のご自宅に訪問し、在宅で『自立した生活／安心した生活』を送ることができるよう、また、介護者の負担を軽減できるように支援をさせていただきます。

○何をしてもらえるの？

サービス内容は、大きく分けて2種類あります。

身体介護



- ・ 食事介助
- ・ 排泄介助
- ・ 入浴介助

生活(家事)援助



- ・ 掃除
- ・ 洗濯
- ・ 食事準備や調理
- ・ 買い物代行 等



- * ご希望の内容により、身体介護と生活（家事）援助を組み合わせるのご利用も可能です。
- * 直接ご利用者様の援助にならない行為や日常生活の援助とならない行為は、保険制度上、サービスの対象となりませんのでご了承ください。（例：草むしりや水やり、ペットの世話、来客の対応、大掃除等）

○利用できる対象者は？

- ・ 事業対象者、要支援または要介護認定を受けられた方。
- ・ 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）。
- ・ 上記2点のどちらかに該当し、事業所所在地から半径5キロ圏内にお住まいの方。

○利用できる時間は？

- ・ 日曜日から土曜日（12月31日から1月3日を除く）
- ・ 8時00分から19時00分まで

○利用料金は？

※当事業所の利用料金となります。1割負担の場合です。

坂祝町社協指定訪問介護事業所(介護保険法)

訪問型サービスA

事業対象者、要支援1・2	1ヶ月の中で全部で4回まで
	233円
事業対象者、要支援1・2	1ヶ月の中で全部で5回から8回まで
	233円

※1回ごとの料金となります。

※上記の利用料金に、介護職員処遇改善加算として10%が割増されます。

介護予防訪問介護相当サービス

事業対象者、要支援1・2	週1回程度
	1,168円
事業対象者、要支援1・2	週2回程度
	2,335円
事業対象者、要支援2	週2回を超える程度
	3,704円

※月額となります。

※上記の利用料金に、介護職員処遇改善加算として10%が割増されます。

※初回利用月には、初回加算として1ヶ月あたり200円が加算されます。

指定訪問介護サービス

【要介護1～5】

身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満
	182円	273円	433円
生活援助	20分以上45分未満	45分以上	
	199円	223円	

※1回ごとの料金となります。

※上記の利用料金には、特定事業所加算として10%が割増されています。

※初回利用月には、初回加算として1ヶ月あたり200円が加算されます。

※上記の利用料金に、介護職員処遇改善加算として10%が割増されます。

※他にもサービス内容に応じた区分があります。

坂祝町社協指定居宅介護事業所(障がい者自立支援法)

身体介護	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
	248円	388円	570円
家事援助	30分未満	30分以上45分未満	45分以上1時間未満
	102円	148円	191円

※1回ごとの料金となります。

※上記の利用料金には、特定事業所加算として10%が割増されています。

※初回利用月には、初回加算として1ヶ月あたり200円が加算されます。

※他にもサービス内容に応じた区分があります。

制度外サービスも実施しています！

訪問介護では、通常のサービスでは、制度上対応できないことがあります。ご利用いただいているお客様から「こんなこともしてもらえたら助かるなあ」といった声を基に、当事業所では『ちょこっとサービス（制度外サービス）』も承っています。

具体的には...

- *同居されている方との共有スペースの掃除。
- *同居されている方の分の調理や洗濯。
- *屋内外の窓拭き。
- *普段使用していない場所の掃除。等



※坂祝町社協指定訪問（居宅）介護事業所をご利用のお客様に限ります。

また、原則として通常のサービス提供時間の前後に支援させていただくこととなります。

<利用料金>

○1回（30分以内） 800円（税込）

※時間延長の場合は、15分につき400円（税込）加算となります。

*ご不明な点やご質問等がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

坂祝町社協指定訪問（居宅）介護事業所（坂祝町社会福祉協議会内）

TEL：0574-27-7911 FAX：0574-26-8974

